

子育て・生活にかかるわる

諸権利のしおり

<改訂版2015年4月>

セクハラなどの相談

- 静岡県弁護士会（人権擁護委員会）
が相談に応じてくれます。

〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-80

TEL 054-252-0008

※ただし具体的な相談は有料です。

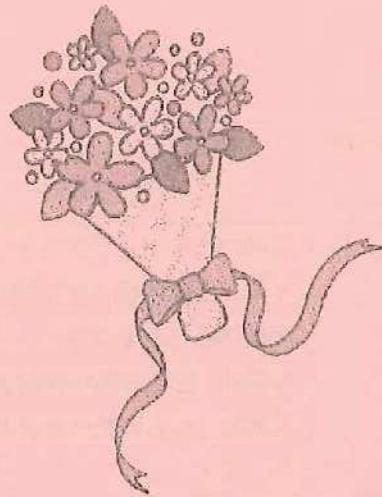
また

- 静岡県高等学校障害児学校教職員組合
も相談にのります。

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-12

TEL 054-254-6900

※秘密は厳守します。



静岡県高等学校障害児学校教職員組合女性部

あなたも高教組女性部へ

働きやすい職場を作るためには、まず自分たちの持っている権利を知ることが大切ではないでしょうか。そして女性が働きやすい職場は男性も働きやすいはずです。男性とも共同しながら少しづつ改善していければと思いこの“しおり”をつくりました。

“仕事も家庭も大切にしたい。そして自分の時間も充実させたい。”輝いて生きるために、多くの先輩の皆さん勝ちとってくれた権利を使い、ともに手を取り合い、さらに働きやすい、人権の尊重される職場を作っていきましょう。

労働条件の交渉の場合は組合しかありません。今までに、育児休業時間の延長(3歳まで)や育児休業の昇給延伸の撤廃、子育て休暇・看護休暇・家族休暇の新設などを実現してきました。みんなが健康で生き生きと働く職場作りのために努力しているのが組合です。あなたも組合に加入してぜひ力を貸してください。

そしてこの“しおり”が女性教職員の諸権利行使の上で広く職場で利用され、役立つことを期待しています。

子育て・生活にかかる教職員の諸権利

権利	内容	提出書類など
①生理休暇	請求した日に取得できます。 (一回の取得が2日を越えるときは医師の証明等が必要です。)	「年次有給休暇請求簿兼特別休暇等承認申請簿」 以下は略して「年休簿」という。 (時間で取得可)
②結婚休暇	7日間とれます。 (6ヶ月以内で2回に分けてもよい。)	「年休簿」
③産前、産後休暇	産前休暇…出産予定日を含み8週間とれます。(多胎妊娠の場合は、14週間とれます。出産遅延は産前期間延長扱いになります。) 産後休暇…出産の翌日から8週間とれます。 *産前、産後休暇の期間は給与、ボーナスには影響がありません。出産に際し共済、互助組合からの給付金があります。(ただし、育休などの関係で影響がでることもあります。)	「年休簿」 必要な書類 産前…予定日証明書 産後…出産証明書
④流産、死産の場合	妊娠12週を越えた(85日経過)の異常分娩及び中絶の場合は、産後休暇が取れます。	「年休簿」 診断書が必要
⑤妊娠中の健康診査	妊娠23週まで……………4週間に1回 妊娠24週～35週まで…2週間に1回 妊娠36週～分娩まで……1週間に1回 産後1年間まで……………1回	「年休簿」 (時間、分で取得可)
⑥妊娠中の通勤緩和措置	勤務時間の始めか終わりに1日1時間以内でとれます。(分割可)	「年休簿」 (時間、分で取得可) 申立書及び確認書類
⑦妊娠中の休憩	妊娠中は必要に応じて休息し補食するための時間がとれます。	「年休簿」 (時間、分で取得可) 申請書及び確認書類
⑧妊娠障害休暇	妊娠中毒症や切迫流産・早産・つわりや体調が悪い時など、医師の指示があった期間、休めます。	「年休簿」(時間で取得可) 1ヵ月以内→「年休簿」 1ヵ月以上→「特別休暇願」 申立書及び確認書類
⑨妊娠中の勤務の軽減	労働基準法の規定で勤務の軽減ができます。遠慮せずに申し出ましょう。(宿泊を伴う引率や体育大会、遠足その他の学校行事での勤務の軽減は、当然行われなければなりません。) 体育担当教員及び知的障害児の特別支援学校の担任(実技指導)、専門高校実習担当は妊娠が判明した日から、授業が困難だと本人から申し出があった場合、時間講師が配置されます。	☆まわりの職員の理解と協力も大切です。
⑩不妊治療に関わる特別休暇	不妊治療の時に(事前検査等は対象外)男女ともとれます。	「年休簿」 (時間で取得可)

⑪配偶者の出産休暇	3日間とれます。(分割してとれます。)	「年休簿」 (時間で取得可)
⑫産休代替との引き継ぎ	特別支援学校の教育職員と高校の教育職員は産前休暇と産後休暇(育児休暇)後1日ずつ代替職員との「引き継ぎ日」がとれます。	
⑬保育時間 (生児保育)	生後1歳6ヶ月未満の乳児を育てる職員は、1日2回各60分ずつ保育時間がとれます。(所属長が認めればまとめて120分とることもできます。) (男女とも取得可能ですが、同一時間帯の取得は不可です。)	「年休簿」 (時間、分で取得可)
⑭育児休業	<p>産後休暇の翌日から子どもが満3歳に達する日までの間に、男性教職員、女性教職員を問わず取得することができます。</p> <p>また、男性教職員に限っては、子どもの出生の日から57日間(出生の日+産後8週間)の期間に、その子について最初の育児休業を終了した場合に、特別の事情がなくても、同じ子について再び育児休業をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本人と配偶者が同時に育休をとることはできませんが、あらかじめ「育児休業計画書」で届け出ければ、例えば母→父→母などと、途中で交代したり、再度休業することも可能です。 * 再度の取得ができます。*途中1回だけ期間の延長ができます。 * ボーナスの基準日(6月1日、12月1日)に育児休業中であっても、勤務実績に見合ったボーナスが支給されます。 * 育児休業手当金は育児休業開始から6カ月は67%支給されます。その後1歳までは50%支給されます。(保育所待機の場合は一歳6カ月まで50%支給されます。)共済組合の掛け金は3歳まで免除されます。 	「育児休業承認請求書」及び出生証明書等
⑮育児参加休暇	妻の産前産後期間に5日以内 生まれた子又は小学校就学前の上の子の養育をする場合(産前期間中は小学校就学前の上の子がいる場合に限られる。)	「年休簿」 (時間で取得可)
⑯育児短時間勤務	<p>子が小学校就学の始期に達するまでの間に、次の形態の短時間勤務を選択することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 月～金に3時間55分ずつ(週19時間35分) ② 月～金に4時間55分ずつ(週24時間35分) ③ 勤務日3日に7時間45分ずつ(週23時間15分) ④ 勤務日3日に7時間45分×2、3時間55分×1(週19時間25分) 	「育児短時間勤務承認申請書」
⑰部分休業	<p>子が小学校就学の始期に達するまでの間に、正規の勤務時間の始めまたは終りにおいて、1日2時間を超えない範囲で30分を単位にとることができます。</p> <p>※育児短時間勤務と部分休業は夫婦同じ時間帯に取得することが可能。</p> <p>※配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等にかかわりなく、教職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができます。</p>	「部分休業承認請求書」 (時間、30分単位で取得可)
⑱健診・予防接種休暇(子育て休暇)	<p>次のものが対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査…1歳6ヶ月児健診、3歳児健診(各1回) 乳幼児健診(2回) ・ 予防接種…ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)、水痘、ツベルクリン反応検査 	「年休簿」 (時間、分で取得可) その際、健診、予防接種の案内通知(自治体の広報紙でも可)や母子健康手帳(コピー可)など健診や予防接種の日時がわかるものを提示

⑯家族休暇	<p>次のものが対象です。3日間取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの学校行事に参加する時 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・高専(3年まで)の入学式・卒業式・参観会・保護者会・父母面談・PTA活動・家庭訪問・運動会・休校、代休時の子供の世話・体験入学の付き添いなど ② 職務に関連ある運転免許の更新、パスポートの申請・受領 ③ 知識・教養を高めるため、研修会や講演会・学習会に参加したり、図書館・美術館や博物館などの文化教養施設を利用するとき ④ 勤続10年・20年・30年または55歳に達する職員が、心身のリフレッシュを図るために休暇をとるとき 	<p>「休暇等申請データベースに入力」 (時間で取得可)</p>
⑰看護休暇	<p>職員の家族が病気やケガのために看護を必要とする時。5日間取れます。(中学までの子が2人以上いる場合は10日以内) 看護の対象は下記の介護休暇と同じです。職員以外に看護を行う者がいてもとれます。</p>	<p>「年休簿」の「看護休暇」 (時間で取得可)</p>
⑱介護休暇	<p>負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により2週間以上日常生活に支障のある者</p> <p><介護の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同居、別居を問わず:配偶者(内縁も可)、父母、子、配偶者の父母 ② 同居を条件: 職員又は配偶者との間に事実上、父母と同様と認められる者、子と同様の関係のある者(父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、祖父母、孫、兄弟姉妹、子の配偶者、配偶者の子) ③ その他生計を一にする親族 <p>〈期間〉2週間以上6ヶ月以内</p> <p>時間単位取得も可</p> <p>1日4時間が限度で、始業時又は終業時に連続すること</p>	<p>「介護休暇承認請求書」を提出して承認を受ける。</p> <p>共済組合から介護休業手当金が給付されます。(3ヶ月まで)「介護休業給付金請求書」を提出する。</p>
⑲短期介護休暇	<p>負傷、疾病、又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの(要介護者)の介護その他の世話をを行うために休暇を取得できる。</p> <p><介護の対象></p> <p>介護休暇と同じです。</p> <p>〈期間〉年間5日、要介護者2人以上の場合は10日間</p>	<p>「年休簿」及び 「要介護の状況等申出書」 診断書の提出は不要 (時間で取得可)</p>
⑳看護欠勤	<p>*今まであった看護のための「有断欠勤」制度も併用でき、介護休暇取得後さらに90日とれます(県独自の措置)。</p> <p>ただし、休業手当の給付される範囲は以下の通りです。</p> <p>ア. 被扶養者に認定されている者</p> <p>イ. 配偶者又は一親等の親族(ただし、子の配偶者は除く)</p> <p>*被看護者が死亡の場合は「死亡診断書」を添えて「復帰願」を出し復職できます。</p>	<p>休業手当金として3ヶ月まで給料日額の60%が共済組合から給付されます。 月ごとに請求します。</p> <p>互助組合員及び被扶養者が寝たきりなどで介護を必要とし、自宅で療養しているとき互助組合より在宅療養見舞金が給付されます。(月額7000円)</p>